

新予約システムでの 新規登録が必要です

現在の団体登録の有効期限は、**2026年9月30日まで**です。2026年10月1日以降も継続してスポーツ施設をご利用される場合は、**新予約システム**での団体・個人新規登録手続きが必要です。

※期間内に登録手続きが完了していない場合、**2026年10月1日以降利用分の抽選申込み及び空き施設予約ができなくなります。**(市外団体・個人は1か月前の空き施設予約ができなくなります。) 予めご了承ください。

【 登録受付 】

団体登録: 2026年4月15日(水)午前9時から
個人登録: 2026年5月15日(金)午前9時から

10月利用分の抽選申込は7月より開始します。概ね6月10日までに申請をお願いします。

【 登録方法 】 ①または②の方法でお手続きが可能です。

①**新予約システムによるオンライン申請**

②**窓口で書類申請** 場所: SUBARU総合スポーツセンター地下1階 運動施設事務室へ
時間: **午前9時から午後9時30分まで** (休館日を除く)

※これまでの申請様式は使用できません。新予約システム用の新しい様式での申請が必要です。
※書類に不備や構成員の重複等があった場合は、再度ご来館いただきますので、予めご了承ください。

【 新予約システムの主な変更点 】

- ・オンライン申請が可能になりました。
- ・代表者または連絡担当者の**メールアドレスが必須になりました。**(書類申請の場合も必須)
- ・硬式テニス、ソフトテニスに限り、個人貸切使用が可能になりました。
- ・同種目の複数団体の代表者等にはなれません。
- ・団体の登録要件が変更になりました。
- ・クレジットカード払いが可能になりました。
- ・スポーツ施設の使用前に「当日使用責任者」の「本人確認書類」をご提示いただけます。
- ・施設キャンセルは即時開放ではなくなりました。
- ・ペナルティ制度の基準が明確化されました。

【2026年4～9月の休館日】

4/27(月)、5/25(月)、6/14(日)、
6/22(月)、7/27(月)、8/24(月)、
9/28(月)



新予約システムにおける団体・個人貸切使用について(令和8年10月1日使用分からの貸切使用登録のご案内)
(https://www.mitakagenki-plaza.jp/sports/dantai_20260223101459.html)

その他の登録・使用方法に関する変更点及び注意事項等は、上記二次元コードや新予約システム利用規約よりご確認いただけます。従前の注意事項と併せて、申請前に必ずご確認ください。

登録の流れ

申請

新予約システムによるオンライン申請又は書類申請(裏面参照)を行ってください。

確認

約2週間で確認が完了いたします。書類申請は、入力作業が必要なため、さらに時間を要します。
内容に不備等があると、手続きに時間がかかります。

ユーザーID
交付

登録完了後、代表者のメールアドレスに登録完了メールが届きます。登録内容を確認し、完了となります。

裏面

新予約システムによるオンライン申請



- ①代表者(個人)が新予約システム(<https://yoyaku-mitaka.jp/>)にアカウントを登録する。
- ②団体名や実施種目等の必要事項を入力する。
- ③「構成員登録URL」を構成員(実際に施設を利用する方全員)にメール等で共有し、各自で入力する。
または、代表者が入力する(団体のみ)。
- ④オンラインで申請する。

【説明用動画、利用ガイド公開ページ】

https://www.mitakagenki-plaza.jp/sports/dantai_20260223101459.html



書類による申請

- ①三鷹市スポーツ施設貸切使用登録届出書(団体用または個人用)を不備なく記入する。
- ②構成員情報を入力し、登録名簿(団体のみ)を不備なく記入する。
- ③代表者・連絡担当者を含む構成員全員の本人確認書類の写しを用意する。
※市外在住で、市内在学または在勤の場合は、上記に加え在学・在勤証明書等(写しも可)が必要。
- ④SUBARU総合スポーツセンター地下1階運動施設事務室受付に書類一式を提出する。

有効な本人確認書類と注意事項

※全て有効期限内のものに限ります。

・マイナンバーカード

表面のみ提出。「通知カード」は本人確認書類にはなりません。

・運転免許証、運転経歴証明書

住所変更等の記載を確認するため、裏面の写しも必要です。

運転経歴証明書は平成24年4月1日以降に発行されたものに限ります。

・資格確認書

「被保険者等記号・番号等」は判別できないように、必ずマスキングをしてください。

住所が裏面に記載されている場合は裏面の写しも必要です。

「資格情報のお知らせ(通知書)」は本人確認書類にはなりません。

・住民票の写し

6か月以内に発行日されたものに限ります。

・パスポート

・障がい者手帳

現住所が別面に記載されている場合は、表面及び別面が必要です。



学生証を本人確認書類として提出する場合は、都道府県立及び市区町村立の学校の学生証に限ります。

法人化されている学校の学生証は、在学証明としてのみ有効です。

団体・個人登録カードについて

「登録カード」は新予約システムで確認・表示ができます。券売機でチケットを購入する際と、学校体育施設や新川暫定広場を利用する際に提示してください。プラスチックカードの発行を希望する場合は、別途申出ください。

登録届出書の入手方法

登録届出書及び口座振替依頼書は、地下1階運動施設事務室にて、団体用は令和8年4月15日(水)午前9時から、個人用は5月15日(金)午前9時から配布いたします。なお、登録届出書につきましては、財団ホームページからもダウンロードができます。 https://www.mitakagenki-plaza.jp/sports/dantai_20260223101459.html

お問い合わせ先

公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団
SUBARU総合スポーツセンター地下1階運動施設事務室
住所: 三鷹市新川6-37-1 電話: 0422-45-1113(内線4616)



SUBARU総合スポーツセンター
ホームページはこちらから